

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合 併 協 議 会

第6回 住民・福祉・教育小委員会

日時 : 平成14年9月12日(木)

場所 : 弥栄町役場 会議室

## 次 第

### 1 . 開会

### 2 . 議題

( 1 ) 協議第 1 号 1 9 - 1 6 各種社会福祉事業等の取扱い ( その 2 )

( 2 ) 協議第 2 号 1 9 - 1 6 各種社会福祉事業等の取扱い ( その 3 )

( 3 ) 協議第 3 号 1 9 - 2 0 学校教育の取扱い ( その 2 )

( 4 ) 協議第 4 号 1 9 - 2 2 社会教育の取扱い ( その 2 )

( 5 ) 次回の議題について  
・ 協定項目の協議について

( 6 ) 次回の会議開催について  
・ 第 7 回住民・福祉・教育小委員会  
日時 平成 1 4 年 1 0 月 1 0 日 ( 木 ) 午前 9 時 3 0 分 ~  
場所 アグリセンター大宮 ( 大宮町 )

### 3 . その他

# **第6回 住民・福祉・教育小委員会**

## **協議第1号**

### **19-16 各種社会福祉事業等の取扱い(その2)**

平成14年9月12日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号	19-16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金			分科会名	年金分科会		
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 受付処理簿	各種届の内容別、申請免除、学生特例、裁定請求・未支給請求等に分類して受け付け	同左	同左	同左	同左	同左	
根拠条例・要綱・規則等	国民年金法	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	19 - 16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金	分科会名	年金分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 受付処理簿 各町とも同一の事務を行っている。</p>			<p>(案)  現行のまま新市に移行する。</p>		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	各種社会福祉事業等の取扱い		整理番号	19-16		専門部会名	住民部会
分類	国民年金					分科会名	年金分科会
現況							
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
2 被保険者名簿	既存台帳 台帳整備 新規取得、転入 台帳未整備	全て整備	同左	既存台帳 台帳整備 新規取得、転入 台帳未整備	全て未整備	全て整備	
*参考 (H13.3.31 現在)							
被保険者数	3,208	2,666	4,338	1,707	1,266	2,660	
第1号被保険者(人)	2,388	2,032	3,622	1,274	953	2,121	
第3号被保険者(人)	820	634	716	433	313	539	
付加保険料加入率	3.5	5.6	9.4	8.3	15.4	10.2	
検認率	87.0	83.4	83.5	92.8	94.4	99.1	
根拠条例・要綱・規則等	国民年金法	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	19 - 16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金	分科会名	年金分科会		
課 題			調 整 結 果		
2 被保険者名簿 平成14年4月からは被保険者名簿の整備は不要となったため、各町で名簿整備の内容が異なっている。			(案)  国民年金法及び国民年金市町村事務処理基準に基づく事務処理方法で調整する。		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号	19-16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金			分科会名	年金分科会		
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
3 資格取得	本人からの届出による	同左	同左	同左	同左	同左 更に第2号被保険者資格喪失者 一覧表により職権適用	
<p>国民年金法 (届出)</p> <p>第十二条 被保険者(第三号被保険者を除く。次項において同じ。)は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>2 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)は、被保険者に代つて、前項の届出をすることができる。</p> <p>3 <a href="#">住民基本台帳法</a>(昭和四十二年法律第八十一号) <a href="#">第二十二條</a> から <a href="#">第二十四條</a> までの規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に <a href="#">同法第二十九條</a> の規定による附記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。</p> <p>4 市町村長は、第一項又は第二項の規定による届出を受理したときは、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁長官にこれを報告しなければならない。</p> <p>5 第三号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。</p> <p>6 前項の届出は、厚生労働省令で定める場合を除き、<a href="#">厚生年金保険法</a> の被保険者である <a href="#">第二号</a> 被保険者の被扶養配偶者である <a href="#">第三号</a> 被保険者にあつては、その配偶者である第二号被保険者を使用する事業主を経由して行うものとし、<a href="#">国家公務員共済組合法</a> 若しくは <a href="#">地方公務員等共済組合法</a> の組合員又は <a href="#">私立学校教職員共済法</a> の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学教職員共済制度の加入者」という。)である <a href="#">第二号</a> 被保険者の被扶養配偶者である <a href="#">第三号</a> 被保険者にあつては、その配偶者である第二号被保険者を組合員又は加入者とする国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して行うものとする。</p> <p>7 前項に規定する第二号被保険者を使用する事業主とは、<a href="#">厚生年金保険法</a> の被保険者である <a href="#">第二号</a> 被保険者を使用する事業所( <a href="#">同法第六條第一項</a> に規定する事業所をいう。)の事業主( <a href="#">同法第二十七條</a> に規定する事業主をいう。)をいう。</p> <p>8 第六項に規定する第二号被保険者を使用する事業主は、同項の経由に係る事務の一部を当該事業主が設立する健康保険組合に委託することができる。</p> <p>9 第六項の規定により、第五項の届出が第二号被保険者を使用する事業主又は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団に受理されたときは、その受理されたときに社会保険庁長官に届出があつたものとみなす。</p>							
根拠条例・要綱・規則等	国民年金法	同左	同左	同左	同左	同左	



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	19 - 16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金	分科会名	年金分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>3 資格取得 本人からの届出の他に職権適用を行っている町もある。</p>			<p>(案) 国民年金法及び国民年金市町村事務処理基準に基づく事務処理方法で調整する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号	19 - 16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金			分科会名	年金分科会		
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
4 資格喪失	第1・3号被保険者資格喪失者一覧表、本人からの社会保険証等で確認の上の届出による。	同左	同左	同左	同左	同左	
<p>国民年金法 (届出)</p> <p>第十二条 被保険者(第三号被保険者を除く。次項において同じ。)は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>2 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)は、被保険者に代つて、前項の届出をすることができる。</p> <p>3 <a href="#">住民基本台帳法</a>(昭和四十二年法律第八十一号) <a href="#">第二十二條</a> から <a href="#">第二十四條</a> までの規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に <a href="#">同法第二十九條</a> の規定による附記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。</p> <p>4 市町村長は、第一項又は第二項の規定による届出を受理したときは、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁長官にこれを報告しなければならない。</p> <p>5 第三号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。</p> <p>6 前項の届出は、厚生労働省令で定める場合を除き、<a href="#">厚生年金保険法</a> の被保険者である <a href="#">第二号</a> 被保険者の被扶養配偶者である <a href="#">第三号</a> 被保険者にあつては、その配偶者である第二号被保険者を使用する事業主を経由して行うものとし、<a href="#">国家公務員共済組合法</a> 若しくは <a href="#">地方公務員等共済組合法</a> の組合員又は <a href="#">私立学校教職員共済法</a> の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学教職員共済制度の加入者」という。)である <a href="#">第二号</a> 被保険者の被扶養配偶者である <a href="#">第三号</a> 被保険者にあつては、その配偶者である第二号被保険者を組合員又は加入者とする国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して行うものとする。</p> <p>7 前項に規定する第二号被保険者を使用する事業主とは、<a href="#">厚生年金保険法</a> の被保険者である <a href="#">第二号</a> 被保険者を使用する事業所( <a href="#">同法第六條第一項</a> に規定する事業所をいう。)の事業主( <a href="#">同法第二十七條</a> に規定する事業主をいう。)をいう。</p> <p>8 第六項に規定する第二号被保険者を使用する事業主は、同項の経由に係る事務の一部を当該事業主が設立する健康保険組合に委託することができる。</p> <p>9 第六項の規定により、第五項の届出が第二号被保険者を使用する事業主又は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団に受理されたときは、その受理されたときに社会保険庁長官に届出があつたものとみなす。</p>							
根拠条例・要綱・規則等	国民年金法	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	19 - 16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金	分科会名	年金分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>4 資格喪失 各町とも同一の事務を行っている。</p>			<p>(案)  現行のまま新市に移行する。</p>		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号	19-16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金			分科会名	年金分科会		
	現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
5 転入	本人からの届出と住民異動届により処理	同左	同左	同左	同左	同左	
	<p>国民年金法 (届出) 第十二条 被保険者(第三号被保険者を除く。次項において同じ。)は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に係る事項並びに氏名及び住所の変更に係る事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>2 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)は、被保険者に代つて、前項の届出をすることができる。</p> <p>3 <a href="#">住民基本台帳法</a>(昭和四十二年法律第八十一号) <a href="#">第二十二條</a> から <a href="#">第二十四條</a> までの規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に <a href="#">同法第二十九條</a> の規定による附記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。</p> <p>4 市町村長は、第一項又は第二項の規定による届出を受理したときは、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁長官にこれを報告しなければならない。</p> <p>5 第三号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に係る事項並びに氏名及び住所の変更に係る事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。</p> <p>6 前項の届出は、厚生労働省令で定める場合を除き、<a href="#">厚生年金保険法</a> の被保険者である <a href="#">第二号</a> 被保険者の被扶養配偶者である <a href="#">第三号</a> 被保険者にあつては、その配偶者である第二号被保険者を使用する事業主を経由して行うものとし、<a href="#">国家公務員共済組合法</a> 若しくは <a href="#">地方公務員等共済組合法</a> の組合員又は <a href="#">私立学校教職員共済法</a> の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私立学校教職員共済制度の加入者」という。)である <a href="#">第二号</a> 被保険者の被扶養配偶者である <a href="#">第三号</a> 被保険者にあつては、その配偶者である第二号被保険者を組合員又は加入者とする国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して行うものとする。</p> <p>7 前項に規定する第二号被保険者を使用する事業主とは、<a href="#">厚生年金保険法</a> の被保険者である <a href="#">第二号</a> 被保険者を使用する事業所( <a href="#">同法第六條第一項</a> に規定する事業所をいう。)の事業主( <a href="#">同法第二十七條</a> に規定する事業主をいう。)をいう。</p> <p>8 第六項に規定する第二号被保険者を使用する事業主は、同項の経由に係る事務の一部を当該事業主が設立する健康保険組合に委託することができる。</p> <p>9 第六項の規定により、第五項の届出が第二号被保険者を使用する事業主又は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団に受理されたときは、その受理されたときに社会保険庁長官に届出があつたものとみなす。</p>						
	<p>住民基本台帳法 第二十二條 転入(あらたに市町村の区域内に住所を定めることをいひ、出生による場合を除く。以下この条において同じ。)をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名 二 住所 三 転入をした年月日 四 従前の住所 五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄 六 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項</p> <p>2 前項の規定による届出をする者(同項第六号の者を除く。)は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。</p>						
根拠条例・要綱・規則等	国民年金法	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	19 - 16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金	分科会名	年金分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>5 転入 各町とも同一の事務を行っている。</p>			<p>(案)  現行のまま新市に移行する。</p>		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	19 - 16	専門部会名	住民部会	
分類	国民年金	分科会名	年金分科会			
	現 況					
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
6 転出	本人からの届出と住民異動届により処理	同左	同左	同左	同左	同左
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国民年金法 (届出) 第十二条 被保険者(第三号被保険者を除く。次項において同じ。 )は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>2 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。 )は、被保険者に代つて、前項の届出をすることができる。</p> <p>3 <a href="#">住民基本台帳法</a> (昭和四十二年法律第八十一号) <a href="#">第二十二條</a> から <a href="#">第二十四條</a> までの規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に<a href="#">同法第二十九條</a>の規定による附記がされたときに限る。 )は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。</p> <p>4 市町村長は、第一項又は第二項の規定による届出を受理したときは、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁長官にこれを報告しなければならない。</p> <p>5 第三号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。</p> <p>6 前項の届出は、厚生労働省令で定める場合を除き、<a href="#">厚生年金保険法</a> の被保険者である <a href="#">第二号</a> 被保険者の被扶養配偶者である <a href="#">第三号</a> 被保険者にあつては、その配偶者である <a href="#">第二号</a> 被保険者を使用する事業主を経由して行うものとし、<a href="#">国家公務員共済組合法</a> 若しくは <a href="#">地方公務員等共済組合法</a> の組合員又は <a href="#">私立学校教職員共済法</a> の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学教職員共済制度の加入者」という。 )である <a href="#">第二号</a> 被保険者の被扶養配偶者である <a href="#">第三号</a> 被保険者にあつては、その配偶者である <a href="#">第二号</a> 被保険者を組合員又は加入者とする国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して行うものとする。</p> <p>7 前項に規定する <a href="#">第二号</a> 被保険者を使用する事業主とは、<a href="#">厚生年金保険法</a> の被保険者である <a href="#">第二号</a> 被保険者を使用する事業所 (<a href="#">同法第六條第一項</a> に規定する事業所をいう。 )の事業主 (<a href="#">同法第二十七條</a> に規定する事業主をいう。 )をいう。</p> <p>8 第六項に規定する <a href="#">第二号</a> 被保険者を使用する事業主は、同項の経由に係る事務の一部を当該事業主が設立する健康保険組合に委託することができる。</p> <p>9 第六項の規定により、第五項の届出が <a href="#">第二号</a> 被保険者を使用する事業主又は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団に受理されたときは、その受理されたときに社会保険庁長官に届出があつたものとみなす。</p> </div>					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>住民基本台帳法</p> <p><a href="#">第二十四條</a> 転出(市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。 )をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。</p> </div>					
根拠条例・要綱・規則等	国民年金法	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	19 - 16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金	分科会名	年金分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>6 転出 各町とも同一の事務を行っている。</p>			<p>(案)  現行のまま新市に移行する。</p>		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	19-16	専門部会名	住民部会	
分類	国民年金	分科会名	年金分科会			
	現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
7 転居	本人からの届出と住民異動届により処理	同左	同左	同左	同左	同左
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国民年金法 (届出) 第十二条 被保険者(第三号被保険者を除く。次項において同じ。)は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>2 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)は、被保険者に代つて、前項の届出をすることができる。</p> <p>3 <a href="#">住民基本台帳法</a>(昭和四十二年法律第八十一号) <a href="#">第二十二條</a> から <a href="#">第二十四條</a> までの規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に<a href="#">同法第二十九條</a>の規定による附記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。</p> <p>4 市町村長は、第一項又は第二項の規定による届出を受理したときは、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁長官にこれを報告しなければならない。</p> <p>5 第三号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。</p> <p>6 前項の届出は、厚生労働省令で定める場合を除き、<a href="#">厚生年金保険法</a>の被保険者である<a href="#">第二号</a>被保険者の被扶養配偶者である<a href="#">第三号</a>被保険者にあつては、その配偶者である第二号被保険者を使用する事業主を経由して行うものとし、<a href="#">国家公務員共済組合法</a>若しくは<a href="#">地方公務員等共済組合法</a>の組合員又は<a href="#">私立学校教職員共済法</a>の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学教職員共済制度の加入者」という。)である<a href="#">第二号</a>被保険者の被扶養配偶者である<a href="#">第三号</a>被保険者にあつては、その配偶者である第二号被保険者を組合員又は加入者とする国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して行うものとする。</p> <p>7 前項に規定する第二号被保険者を使用する事業主とは、<a href="#">厚生年金保険法</a>の被保険者である<a href="#">第二号</a>被保険者を使用する事業所(<a href="#">同法第六條第一項</a>に規定する事業所をいう。)の事業主(<a href="#">同法第二十七條</a>に規定する事業主をいう。)をいう。</p> <p>8 第六項に規定する第二号被保険者を使用する事業主は、同項の理由に係る事務の一部を当該事業主が設立する健康保険組合に委託することができる。</p> <p>9 第六項の規定により、第五項の届出が第二号被保険者を使用する事業主又は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団に受理されたときは、その受理されたときに社会保険庁長官に届出があつたものとみなす。</p> </div>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>住民基本台帳法 第二十三条 転居(一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ。)をした者は、転居をした日から十四日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名 二 住所 三 転居をした年月日 四 従前の住所 五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄</p> </div>						
根拠条例・要綱・規則等	国民年金法	同左	同左	同左	同左	同左



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	19 - 16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金	分科会名	年金分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>7 転居 各町とも同一の事務を行っている。</p>			<p>(案)  現行のまま新市に移行する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	各種社会福祉事業等の取扱い					整理番号	19-16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金					分科会名	年金分科会		
		現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町			
8 申請免除の受付	希望者のみ受け付け	同左	同左	同左	同左	同左			
*参考 (H13.3.31 現在)									
免除者数(人)	534	622	696	252	206	493			
免除率(%)	22.4	30.6	19.2	19.8	21.6	23.2			
<p>国民年金法</p> <p>第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者(次条第一項の規定の適用を受ける被保険者又は<a href="#">学校教育法</a>(昭和二十二年法律第二十六号)<a href="#">第四十一条</a>に規定する高等学校の生徒、<a href="#">同法第五十二条</a>に規定する大学の学生その他の生徒又は学生であつて政令で定めるもの(以下「学生等」という。)である被保険者を除く。)から申請があつたときは、社会保険庁長官は、申請のあつた日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとする。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p>一 前年の所得(一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。)が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。</p> <p>二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が<a href="#">生活保護法</a>による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。</p> <p>三 <a href="#">地方税法</a>(昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める障害者であつて、前年の所得が政令で定める額以下であるとき。</p> <p>四 <a href="#">地方税法</a>に定める寡婦であつて、前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。</p> <p>五 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。</p> <p>2 前項の規定による処分があつたときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、その処分は、当該申請のあつた日にされたものとみなす。</p> <p>3 第一項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときは、社会保険庁長官は、当該申請があつた日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。</p> <p>4 第一項第一号、第三号及び第四号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。</p>									
<p>国民年金法施行令 (市町村が処理する事務)</p> <p>第一条の二 <a href="#">法第三条第三項</a>の規定により、次に掲げる事務は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る社会保険庁長官に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。</p> <p>九 <a href="#">法第九十条第一項</a>及び<a href="#">第三項</a>、第九十条の二第一項及び第二項並びに第九十条の三第一項に規定する申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務</p>									
根拠条例・要綱・規則等	国民年金法	同左	同左	同左	同左	同左			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	19 - 16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金	分科会名	年金分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>8 申請免除の受付 各町とも同一の事務を行っている。</p>			<p>(案)</p> <p>現行のまま新市に移行する。</p>		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	各種社会福祉事業等の取扱い					整理番号	19-16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金					分科会名	年金分科会		
		現			況				
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町			
9 老齢福祉年金	証書の回収を郵便局に依頼	同左	同左	同左	同左	同左			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国民年金法施行令 (市町村が処理する事務) 第一条の二 <a href="#">法第三条第三項</a>の規定により、次に掲げる事務は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る社会保険庁長官に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。 十三 老齢福祉年金(老齢特別給付金を含む。以下同じ。)に関する証書(以下この項において「証書」という。)の受領及び証書に係る申請の受理に関する事務</p> </div>									
根拠条例・要綱・規則等	国民年金法	同左	同左	同左	同左	同左			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	19 - 16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金	分科会名	年金分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>9 老齢福祉年金 各町とも同一の事務を行っている。</p>			<p>(案)</p> <p>現行のまま新市に移行する。</p>		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号	19-16		専門部会名	住民部会
分類	国民年金					分科会名	年金分科会	
項目		現況						
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
10	年金の窓口体制	各種届 通常の窓口業務の中 で対応 裁定請求、年金相談 年金担当	同左	同左	同左	同左	同左	
根拠条例・要綱・規則等		国民年金法	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	19 - 16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金	分科会名	年金分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>10 年金の窓口体制 各町とも同一の事務を行っている。</p>			<p>(案)</p> <p>現行のまま新市に移行する。</p>		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号	19-16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金			分科会名	年金分科会		
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
11 裁定請求・未支給請求等（国民年金）	社会保険事務局に照会し手続きを行う	同左	同左	同左	同左	同左	
<p>国民年金法</p> <p>（裁定）                      第十六条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、社会保険庁長官が裁定する。</p> <p>（未支給年金）                      第十九条 年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。                      2 前項の場合において、死亡した者が遺族基礎年金の受給権者であつたときは、その者の死亡の当時当該遺族基礎年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつていた被保険者又は被保険者であつた者の子は、同項に規定する子とみなす。                      3 第一項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その年金を請求することができる。                      4 未支給の年金を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。                      5 未支給の年金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。</p> <p>国民年金法施行令</p> <p>（市町村が処理する事務）                      第一条の二 <a href="#">法第三条第三項</a>の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る社会保険庁長官に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。</p> <p>五 <a href="#">法第十九条第一項</a>に規定する請求（次に掲げる年金たる給付に係るものに限る。）の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務</p>							
根拠条例・要綱・規則等	国民年金法	同左	同左	同左	同左	同左	



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	19 - 16	専門部会名	住民部会
分類	国民年金	分科会名	年金分科会		
課 題			調 整 結 果		
11 裁定請求・未支給請求等(国民年金) 各町とも同一の事務を行っている。			(案)  現行のまま新市に移行する。		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号	19-16	専門部会名	住民部会
分類	厚生年金			分科会名	年金分科会		
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
12 裁定請求・未支給請求等（厚生年金）	書類提出があれば社会保険事務局に送付	同左	同左	同左	同左	同左	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>厚生年金保険法 （裁定） 第三十三条 保険給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、社会保険庁長官が裁定する。</p> </div>							
根拠条例・要綱・規則等	厚生年金保険法	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	19 - 16	専門部会名	住民部会
分類	厚生年金	分科会名	年金分科会		
課 題			調 整 結 果		
12 裁定請求・未支給請求等(厚生年金) 各町とも同一の事務を行っている。			(案)  現行のまま新市に移行する。		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

# **第6回 住民・福祉・教育小委員会**

## **協議第2号**

### **19-16 各種社会福祉事業等の取扱い(その3)**

平成14年9月12日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	1 民生福祉 (1) 民生委員・児童委員 民生児童委員協議会					分科会名	福祉分科会
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 委員数							
地区担当委員	37人	27人	41人	24人	16人	37人	
主任児童委員	2人	2人	2人	2人	2人	2人	
地区担当委員一人 当たり人口 (14.3.31 現在)	376人	409人	399人	304人	381人	330人	
地区担当委員一人 当たり世帯数(同 上)	128世帯	133世帯	125世帯	102世帯	114世帯	96世帯	
平成13年度延べ 訪問回数(回)	5,908回	2,291回	4,341回	3,983回	1,989回	3,296回	
活動日数(日)	5,141回	3,079日	4,565日	3,146日	2,035日	3,747日	
2 役員体制							
会長	1人	1人	1人	1人	1人	1人	
副会長	2人	2人	2人	3人	1人	2人	
その他の役職	地区幹事 6人 会計監査 2人 部会長(全3部会各1人) 地区委員長(全6地区各1人)	会計 1人 会計監事 2人 専門部長 3人	会計 1人 地区役員 6人 専門部長 3人 監査 2人	会計 1人 地区役員 5人 監査 2人	部会長 3人 会計 1人 監事 1人	常務 7人 監事 2人 女性部長 1人	
3 組織体制							
全体の構成	委員全員で一単位の民児協を構成	同左	同左	同左	同左	同左	
部会編成状況	高齢者福祉部会 障害者福祉部会 児童・子育て支援部会 地区委員会(町内6地区)	児童福祉部 高齢者福祉部 厚生福祉部 地区委員会(町内8地区)	生活対策部会 老人・障害者対策部会 青少年対策部会 地区協議会(町内6地区)	高齢者・児童の2部会、全員がど ちらかに所属 別枠で女性の会的に女性部会あ り	老人障害者福祉部会 児童母子父子福祉部会 女性部会	老人福祉専門部会 障害者福祉専門部会 児童福祉専門部会 女性部会 地区委員会(町内4地区)	
根拠条例・要綱・規則等	民生委員法・児童福祉法	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	1 民生福祉 (1) 民生委員・児童委員 民生児童委員協議会	分科会名		分科会名	福祉分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>各町とも同一の事務を行っている。</p> <p>ただし、役員構成、活動内容、活動費等補助金に差異がある。</p> <p>地区担当委員 6町合計 182人 主任児童委員 12</p>			<p>(案)</p> <p>新市に移行後、調整する。</p> <p>民生児童委員協議会の体制については、知事の専権事項のため、新市において知事と協議する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	1 民生福祉 (3)被災者生活支援			分科会名		福祉分科会	福祉分科会
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
1 災害甲慰金・貸付金							
対象者	暴風・豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族	同左	同左	同左	同左	同左	同左
甲慰金支給額	死亡者が生計中心者の場合 500万円 その他の場合 250万円	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左
災害援護資金貸付限度額	世帯主が1ヶ月以上の負傷の時 当該負傷のみ 150万円 家財損害1/3以上 250万円 住居半壊 270万円 住居全壊 350万円 世帯主の負傷が無い時 家財の損害のみ 150万円 住居半壊 170万円 住居滅失等 350万円 再建のための増額あり	同左	同左	同左	同左	同左	同左
償還期間、利率	3年据置、10年償還 3%	同左	同左	同左	同左	同左	同左
災害障害見舞金	災害により障害者となった場合 世帯主 250万円 世帯主以外 125万円	同左	同左	同左	同左	同左	同左
根拠条例・要綱・規則等	峰山町災害甲慰金の支給に関する条例	災害甲慰金の支給に関する条例	災害甲慰金の支給等に関する条例	丹後町災害甲慰金の支給及び災害支援資金の貸付に関する条例	弥栄町災害甲慰金の支給等に関する条例	久美浜町災害甲慰金の支給等に関する条例	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	1 民生福祉 (3) 被災者生活支援	分科会名		分科会名	福祉分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 災害甲慰金・貸付金</p> <p>各町とも同一の事務を行っている。</p> <p>法律に準拠した取扱いである。</p>			<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	1 民生福祉 (5) 就学支援対策事業等			分科会名		福祉分科会	福祉分科会
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 就職助成金の交付							
対象者	要保護者及びそれに準じる者のうち、次のいずれかの要件を充たす者	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	中学校卒業者または高等学校退学者で就職する者 高校卒業者で就職する者 技能習得施設修了者で就職する者 (自家への就業、臨時的就業は除く)	同左	同左	同左	同左	同左	同左
1件当りの助成額 (限度額)	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円
交付決定件数 (13年度)	5件	4件	4件	5件	2件	1件	
金額	総事業費 275,000円	220,000円	189,000円	275,000円	110,000円	55,000円	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町就職助成金交付要綱	大宮町就職助成補助金交付要綱	網野町就職支度費補助金交付要綱	丹後町就職支度費補助金交付要綱	弥栄町就職助成補助金交付要綱	久美浜町就職支度費補助金交付要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	1 民生福祉 (5) 就学支援対策事業等		分科会名	福祉分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 就職助成金の交付</p> <p>各町とも同一の事務を行っている。</p> <p>21件</p> <p>1,124,000円</p>		<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	1 民生福祉 (5) 就学支援対策事業等			分科会名		分科会名	福祉分科会
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
2 高等学校奨学金等							
趣旨及び対象者	生活保護世帯及び町民税非課税世帯の子で、高等学校等に就学する者の支援	同左	同左	同左	同左	同左	同左
支給額(月額) 就学支度金	9,000円~33,000円 45,000円~ 178,000円	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左
交付決定件数 金額 (13年度)	18件 1,475,000円	17件 3,399,000円	9件 1,701,000円	7件 1,708,000円	4件 667,000円	3件 504,000円	
3 技能習得資金等							
趣旨及び対象者	経済的理由により技能習得が困難な者が、法に定める技能習得施設に入所する場合の支援	同左	同左	同左	同左	同左	同左
支給額(月額) 支度金	24,000円以内 55,000円以内	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左
交付決定件数 金額 (13年度)	2件 458,000円	5件 1,418,000円	4件 847,000円	2件 576,000円	2件 499,000円	該当者無 0円	
(府制度)							
根拠条例・要綱・規則等	京都府高等学校奨学金等支給要綱 京都府技能習得資金等支給規則	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	1 民生福祉 (5) 就学支援対策事業等	分科会名		分科会名	福祉分科会
課 題		調 整 結 果			
<p>2 高等学校奨学金等</p> <p>各町とも同一の事務を行っている。(府制度)</p> <p>58件</p> <p>9,454,000円</p>		<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>			
<p>3 技能習得資金等</p> <p>各町とも同一の事務を行っている。(府制度)</p> <p>15件</p> <p>3,798,000円</p>					
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

# **第6回 住民・福祉・教育小委員会**

## **協議第3号**

### **19-20 学校教育の取扱い(その2)**

平成14年9月12日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取扱い			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること			分科会名		管理分科会	
	現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
17 通学路の除雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路から学校の門までの除雪は原則として町委託業者に依頼。車の行き来が少ない道は町職員で除雪。</li> <li>校門から校舎までは教職員の手作業により除雪。ただし授業参観等の行事があるときなどは委員会職員が重機で除雪、グラウンド、体育館周辺、職員駐車場も委員会職員が重機で除雪。</li> <li>歩道の除雪は行っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各小学校の通学路除雪を実施している。(歩道が主) (12月15日～3月15日か除雪期間)</li> <li>各区に除雪オペレーターを依頼しその方々に除雪をしていただいている。 平成13年度 10地区17人体制で実施。</li> <li>小型歩行除雪機を各区に配備し、おおむね15センチ以上の積雪があった場合除雪をしている。</li> <li>1時間当たり4,000円を支給。(建設課より支出)</li> <li>道路から学校の駐車場までの除雪は町の委託業者に依頼。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、府道 府の委託業者の判断</li> <li>町道 幹線道路から順次除雪 通学路としての配慮はあるが優先とはなっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学路の除雪については、学校の駐車場までは町委託業者に依頼。グラウンド等については主要道路が済んでから委託業者に委託したり町の職員で対応したりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町職員により、職員駐車場まで除雪。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐野、竹藤線を実施 学校付近の歩道を学校所有の小型除雪機で実施。</li> </ul>	
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関する事	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1.7 通学路の除雪</p> <p>各町の除雪の体制は、さまざまな方法により行われている。通学の際の安全の確保と通学に支障をきたさない除雪体制を確保することが重要。</p>			<p>(案)</p> <p>新市に移行後、調整する。</p> <p>現行のまま新市に継承し、新市の除雪計画と連携しながら通学路の除雪を検討する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

# **第6回 住民・福祉・教育小委員会**

## **協議第4号**

### **19-22 社会教育の取扱い(その2)**

平成14年9月12日提出



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-22 社会教育の取扱い	整理番号		専門部会名	教育部会																																																																																																					
分類	2 社会教育施設の様況	分科会名		社会教育分科会																																																																																																						
	現 況																																																																																																									
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町																																																																																																				
2 図書館(図書室)	<table border="1"> <tr><td>図書館名</td><td>峰山町立図書館</td></tr> <tr><td>構造</td><td>鉄筋RC</td></tr> <tr><td>面積</td><td>549㎡</td></tr> <tr><td>蔵書数</td><td>46,718</td></tr> <tr><td>開閉時刻</td><td>午前9時～午後5時(水曜日は11時～午後7時)</td></tr> <tr><td>休館日</td><td>月曜、祝日最終木曜日</td></tr> <tr><td>職員等の状況</td><td>館長、司書、パート4名、臨時職員1名、パート3名</td></tr> <tr><td>備考</td><td>中央公民館3F内</td></tr> </table>	図書館名	峰山町立図書館	構造	鉄筋RC	面積	549㎡	蔵書数	46,718	開閉時刻	午前9時～午後5時(水曜日は11時～午後7時)	休館日	月曜、祝日最終木曜日	職員等の状況	館長、司書、パート4名、臨時職員1名、パート3名	備考	中央公民館3F内	<table border="1"> <tr><td>図書館名</td><td>中央公民館図書室</td></tr> <tr><td>構造</td><td>鉄筋コンクリート(アグリセンター大宮内)</td></tr> <tr><td>面積</td><td>129.8㎡</td></tr> <tr><td>蔵書数</td><td>18,875</td></tr> <tr><td>開閉時刻</td><td>午前10時～午後5時</td></tr> <tr><td>休館日</td><td>国民の祝日、振替休日、年末年始(12月28日～1月6日)他</td></tr> <tr><td>職員等の状況</td><td>司書1名(臨時職員)</td></tr> </table>	図書館名	中央公民館図書室	構造	鉄筋コンクリート(アグリセンター大宮内)	面積	129.8㎡	蔵書数	18,875	開閉時刻	午前10時～午後5時	休館日	国民の祝日、振替休日、年末年始(12月28日～1月6日)他	職員等の状況	司書1名(臨時職員)	<table border="1"> <tr><td>図書館名</td><td>あみの図書館</td></tr> <tr><td>構造</td><td>鉄筋コンクリート2階建(2階部分)</td></tr> <tr><td>面積</td><td>1141.63㎡</td></tr> <tr><td>蔵書数</td><td>35,000</td></tr> <tr><td>開閉時刻</td><td>午前10時～午後6時(金曜日は午後7時まで)</td></tr> <tr><td>休館日</td><td>月曜、祝日、毎月1日、年末年始等</td></tr> <tr><td>職員等の状況</td><td>館長1(司書1) 町職員2(司書1) 臨時4(司書2)</td></tr> </table>	図書館名	あみの図書館	構造	鉄筋コンクリート2階建(2階部分)	面積	1141.63㎡	蔵書数	35,000	開閉時刻	午前10時～午後6時(金曜日は午後7時まで)	休館日	月曜、祝日、毎月1日、年末年始等	職員等の状況	館長1(司書1) 町職員2(司書1) 臨時4(司書2)	<table border="1"> <tr><td>図書館名</td><td>中央公民館図書室</td></tr> <tr><td>構造</td><td>鉄筋コンクリート2階建(中央公民館内)</td></tr> <tr><td>面積</td><td>84㎡</td></tr> <tr><td>蔵書数</td><td>15,856</td></tr> <tr><td>開閉時刻</td><td>午前10時～午後7時</td></tr> <tr><td>休館日</td><td>月曜日</td></tr> <tr><td>職員等の状況</td><td>中央公民館嘱託職員が兼任</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>図書館名</td><td>下宇川地区移動図書室</td></tr> <tr><td>構造</td><td>鉄筋コンクリート2階建(下宇川地区公民館内)</td></tr> <tr><td>面積</td><td>15㎡</td></tr> <tr><td>蔵書数</td><td>427</td></tr> <tr><td>開閉時刻</td><td>午後3時～午後5時</td></tr> <tr><td>休館日</td><td>第2,4水曜日</td></tr> <tr><td>職員等の状況</td><td>パート職員1名</td></tr> </table>	図書館名	中央公民館図書室	構造	鉄筋コンクリート2階建(中央公民館内)	面積	84㎡	蔵書数	15,856	開閉時刻	午前10時～午後7時	休館日	月曜日	職員等の状況	中央公民館嘱託職員が兼任	図書館名	下宇川地区移動図書室	構造	鉄筋コンクリート2階建(下宇川地区公民館内)	面積	15㎡	蔵書数	427	開閉時刻	午後3時～午後5時	休館日	第2,4水曜日	職員等の状況	パート職員1名	<table border="1"> <tr><td>図書館名</td><td>公民館図書室</td></tr> <tr><td>構造</td><td>鉄筋コンクリート</td></tr> <tr><td>面積</td><td>100㎡</td></tr> <tr><td>蔵書数</td><td>15,000</td></tr> <tr><td>開閉時刻</td><td>平日:午前9時～午後5時 土、日:午後0時～午後1時 閉室 12月～3月:4時30分で閉室</td></tr> <tr><td>休館日</td><td>祝日、年末年始</td></tr> <tr><td>職員等の状況</td><td>兼任1名 土、日は図書ボランティアで対応</td></tr> </table>	図書館名	公民館図書室	構造	鉄筋コンクリート	面積	100㎡	蔵書数	15,000	開閉時刻	平日:午前9時～午後5時 土、日:午後0時～午後1時 閉室 12月～3月:4時30分で閉室	休館日	祝日、年末年始	職員等の状況	兼任1名 土、日は図書ボランティアで対応	<table border="1"> <tr><td>図書館名</td><td>久美浜町教育委員会図書室</td></tr> <tr><td>構造</td><td>鉄筋コンクリート平屋建</td></tr> <tr><td>面積</td><td>76.26㎡</td></tr> <tr><td>蔵書数</td><td>15,827</td></tr> <tr><td>開閉時刻</td><td>平日13時～17時、土日9時～17時</td></tr> <tr><td>休館日</td><td>月曜日及び盆、正月</td></tr> <tr><td>職員等の状況</td><td>嘱託職員1名</td></tr> </table>	図書館名	久美浜町教育委員会図書室	構造	鉄筋コンクリート平屋建	面積	76.26㎡	蔵書数	15,827	開閉時刻	平日13時～17時、土日9時～17時	休館日	月曜日及び盆、正月	職員等の状況	嘱託職員1名
図書館名	峰山町立図書館																																																																																																									
構造	鉄筋RC																																																																																																									
面積	549㎡																																																																																																									
蔵書数	46,718																																																																																																									
開閉時刻	午前9時～午後5時(水曜日は11時～午後7時)																																																																																																									
休館日	月曜、祝日最終木曜日																																																																																																									
職員等の状況	館長、司書、パート4名、臨時職員1名、パート3名																																																																																																									
備考	中央公民館3F内																																																																																																									
図書館名	中央公民館図書室																																																																																																									
構造	鉄筋コンクリート(アグリセンター大宮内)																																																																																																									
面積	129.8㎡																																																																																																									
蔵書数	18,875																																																																																																									
開閉時刻	午前10時～午後5時																																																																																																									
休館日	国民の祝日、振替休日、年末年始(12月28日～1月6日)他																																																																																																									
職員等の状況	司書1名(臨時職員)																																																																																																									
図書館名	あみの図書館																																																																																																									
構造	鉄筋コンクリート2階建(2階部分)																																																																																																									
面積	1141.63㎡																																																																																																									
蔵書数	35,000																																																																																																									
開閉時刻	午前10時～午後6時(金曜日は午後7時まで)																																																																																																									
休館日	月曜、祝日、毎月1日、年末年始等																																																																																																									
職員等の状況	館長1(司書1) 町職員2(司書1) 臨時4(司書2)																																																																																																									
図書館名	中央公民館図書室																																																																																																									
構造	鉄筋コンクリート2階建(中央公民館内)																																																																																																									
面積	84㎡																																																																																																									
蔵書数	15,856																																																																																																									
開閉時刻	午前10時～午後7時																																																																																																									
休館日	月曜日																																																																																																									
職員等の状況	中央公民館嘱託職員が兼任																																																																																																									
図書館名	下宇川地区移動図書室																																																																																																									
構造	鉄筋コンクリート2階建(下宇川地区公民館内)																																																																																																									
面積	15㎡																																																																																																									
蔵書数	427																																																																																																									
開閉時刻	午後3時～午後5時																																																																																																									
休館日	第2,4水曜日																																																																																																									
職員等の状況	パート職員1名																																																																																																									
図書館名	公民館図書室																																																																																																									
構造	鉄筋コンクリート																																																																																																									
面積	100㎡																																																																																																									
蔵書数	15,000																																																																																																									
開閉時刻	平日:午前9時～午後5時 土、日:午後0時～午後1時 閉室 12月～3月:4時30分で閉室																																																																																																									
休館日	祝日、年末年始																																																																																																									
職員等の状況	兼任1名 土、日は図書ボランティアで対応																																																																																																									
図書館名	久美浜町教育委員会図書室																																																																																																									
構造	鉄筋コンクリート平屋建																																																																																																									
面積	76.26㎡																																																																																																									
蔵書数	15,827																																																																																																									
開閉時刻	平日13時～17時、土日9時～17時																																																																																																									
休館日	月曜日及び盆、正月																																																																																																									
職員等の状況	嘱託職員1名																																																																																																									
根拠条例・要綱・規則等	峰山町立図書館並びに図書館協議会に関する条例 峰山町立図書館規則		あみの図書館の設置及び管理に関する条例 あみの図書館の設置及び管理に関する条例施行規則	丹後町公民館の設置及び管理に関する条例 丹後町公民館管理及び運営に関する条例施行規則																																																																																																						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	19 - 22 社会教育の取扱い	整理番号	専門部会名	教育部会
分類	2 社会教育施設の状況		分科会名	社会教育分科会
課 題		調 整 結 果		
2 図書館（図書室） 図書館は、2町を除いて施設・機能とも不十分である。		（案） 図書館は、住民の主体的な学習を支援する重要な社会教育施設である。このため、住民の学習機会を保障するため、各町の図書館を整備・充実し、住民の身近な場での学習を保障するための条件整備を行うとともに、峰山町立図書館及びあみの図書館を中央図書館的な位置づけにして、ネットワーク体制を確立する必要がある。		
		小委員会確認期日	平成 年 月 日	協議会確認期日
			平成 年 月 日	

## 社会福祉法の誕生と理念

- ・ 社会福祉事業法(昭和 26 年施行)

これまでは、福祉サービスの提供者を主体とした法律

- 社会福祉法(平成 12 年施行)

福祉サービスの利用者を中心に組み替えた法律 + 地域福祉の推進を加える。

昭和 26 年以来、大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などの社会福祉の共通基盤制度について、今後、増大・多様化が見込まれる国民の福祉へのニーズに対応するため。

併せて、介護保険制度の円滑な実施や成年後見制度の補完、地方分権の推進、社会福祉法人による不祥事の防止などに資するため。

改正の概要

### 1 利用者の立場に立った社会福祉制度の構築

#### (1) 福祉サービスの利用制度化

行政が行政処分によりサービス内容を決定する措置制度

利用者が事業者と対等な関係に基づき、サービスを選択する利用制度

#### (2) 利用者保護のための制度の創設

ア 福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護制度)

イ 苦情解決の仕組みの導入

### 2 社会福祉事業の充実・活性化

#### (1) 社会福祉事業の範囲の拡充

#### (2) 社会福祉法人の設立要件の緩和

### 3 総合的な地域福祉の展開

社会福祉事業法の改正

#### 【目的の改正】

「福祉サービスの」利用者の利益の保護および地域における社会福祉(地域福祉)の推進を図ること」が追加された。

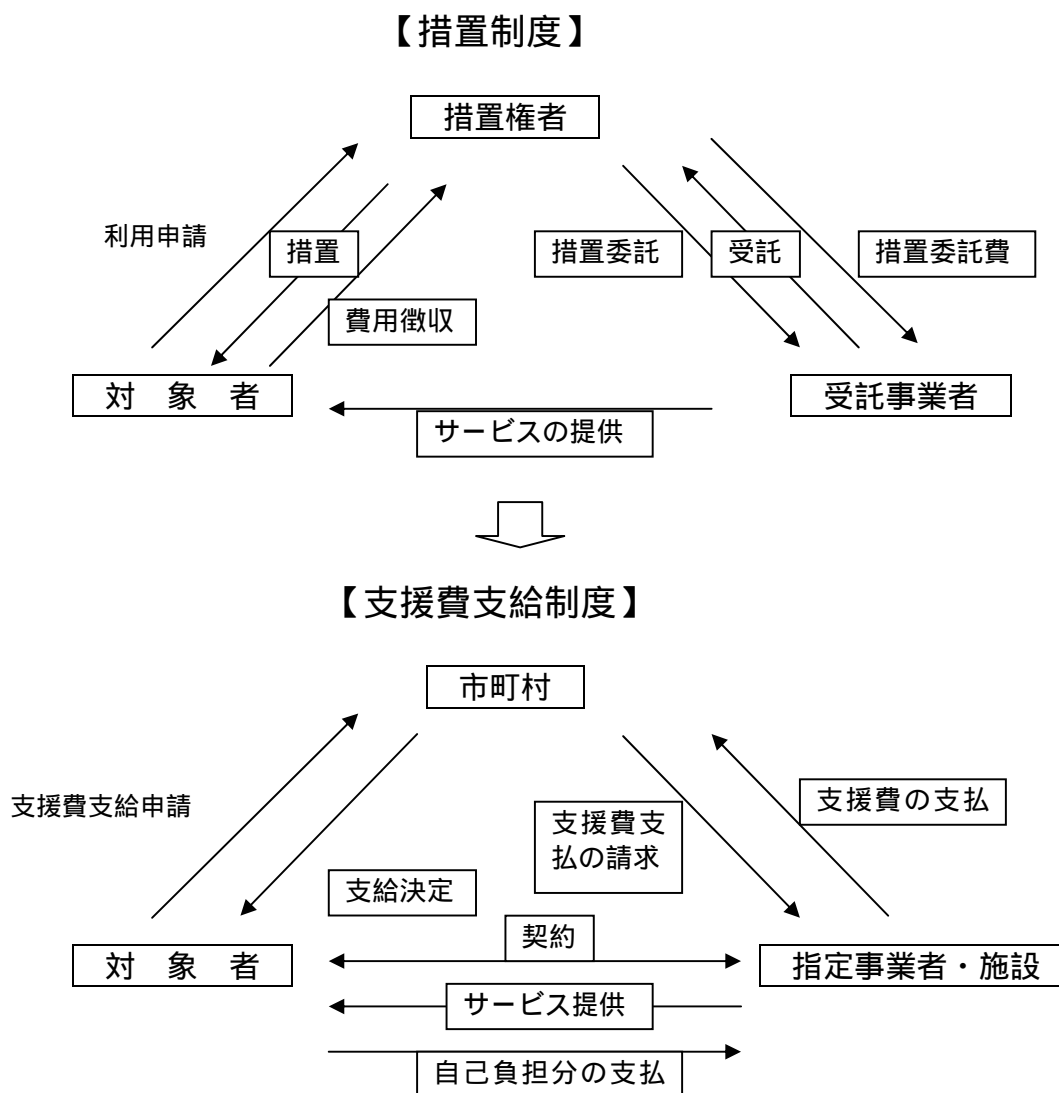
#### 【基本理念の改正】

- ・「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。」ことを福祉サービスの基本理念とした。
- ・「また、地域住民・社会福祉を目的とする事業を経営する者等は、相互に協力し、地域における社会福祉の増進に努めなければならないものとする」とともに、社会福祉事業の経営者が福祉サービスを提供するための原則並びに国及び地方公共団体の責務について規定された。

## 身体障害者福祉法の一部改正

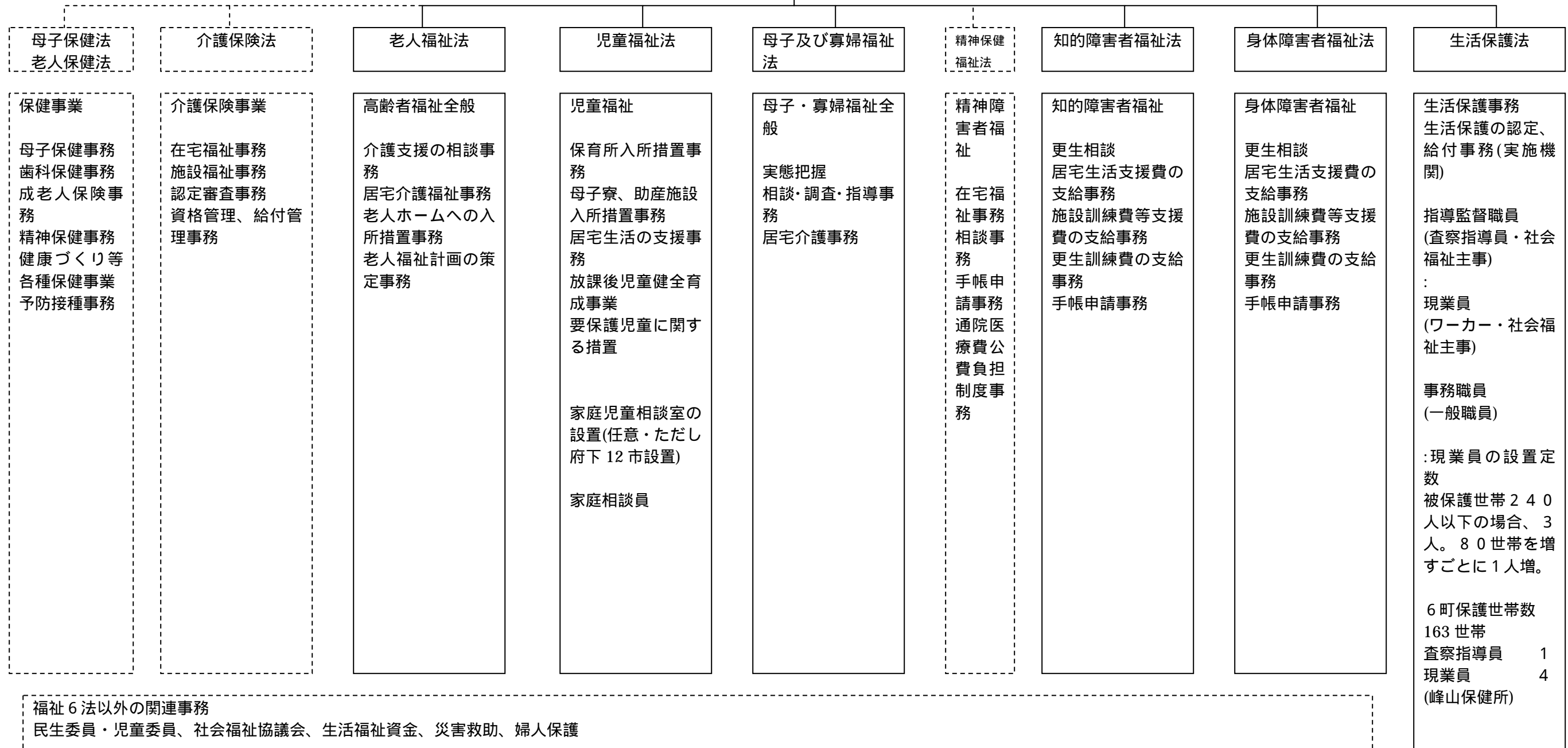
### 1 障害者福祉サービスの利用制度化（措置制度から支援費支給方式への変更）

身体障害者居宅支援および身体障害者施設支援について、利用者が福祉サービスの提供者と直接契約し、市町村が利用者に対して支援費を支給する方式に改められる。



- 2 身体障害者の地域生活を支援する事業の追加
- 3 社会参加の促進

# 市福祉事務所

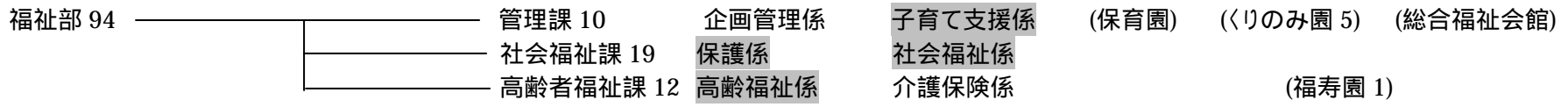


福祉6法以外の関連事務  
 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、生活福祉資金、災害救助、婦人保護

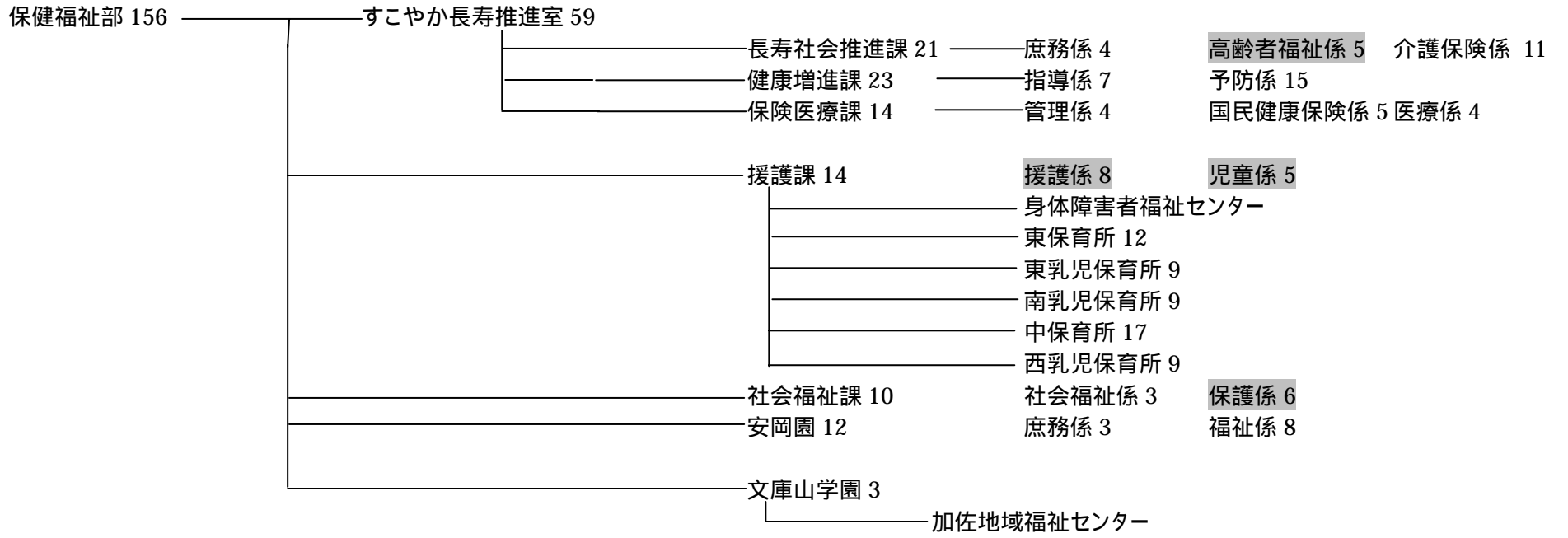
福祉事務所所管業務(福祉6法関係)

関連法関係 精神保健福祉法は正しくは精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律

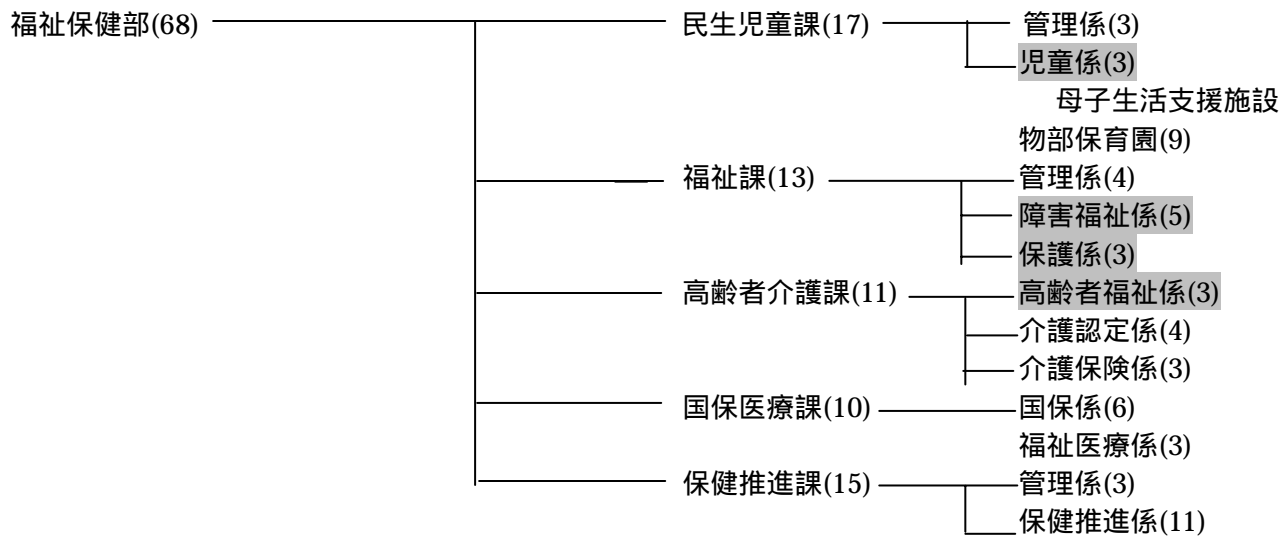
**福知山市**



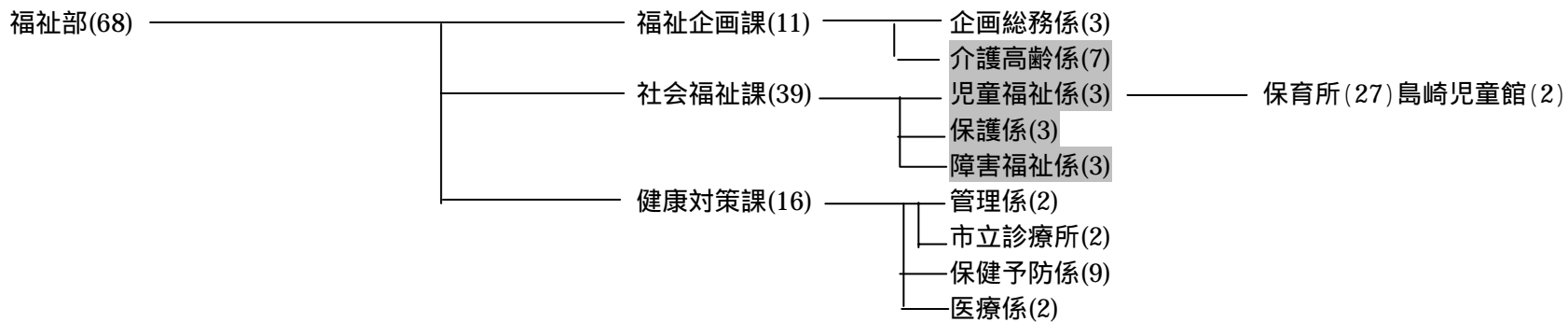
**舞鶴市**



**綾部市**



**宮津市**



市	福祉事務所長	担当課	担当係	査察指導員		担当 人数	生活保護の状況	
				職名	人数		世帯数	対象者
福知山市	福祉部長	社会福祉課	保護係	課長補佐	1	7	374	537
舞鶴市	保健福祉部長	社会福祉課	保護係	係長	1	8	533	825
綾部市	保健福祉部長	福祉課	保護係	係長	1	3	140	230
宮津市	福祉部長	社会福祉課	保護係	係長	1	2	109	167
6 町	(峰山保健所)	企画課	保護係	係長	1	4	163	243

役職の定義

福祉事務所長

(社会福祉法第15条第2項)  
 「所の長は市町村長の指揮監督を受けて、所務を掌理する。」とされています。  
 一般的には福祉担当部長が任命されるケースがほとんどです。

査察指導員

(社会福祉法第15条第3項)  
 「指導監督を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。」とされています。一般的には「査察指導員」と呼ばれ、次項のケースワーカーの呼称に対して「スーパーバイザー」と呼ばれることもあります。なお、概ね課長～係長クラスが任命され、現業員を統括し、困難ケース等では現業員をバックアップします。

現業員

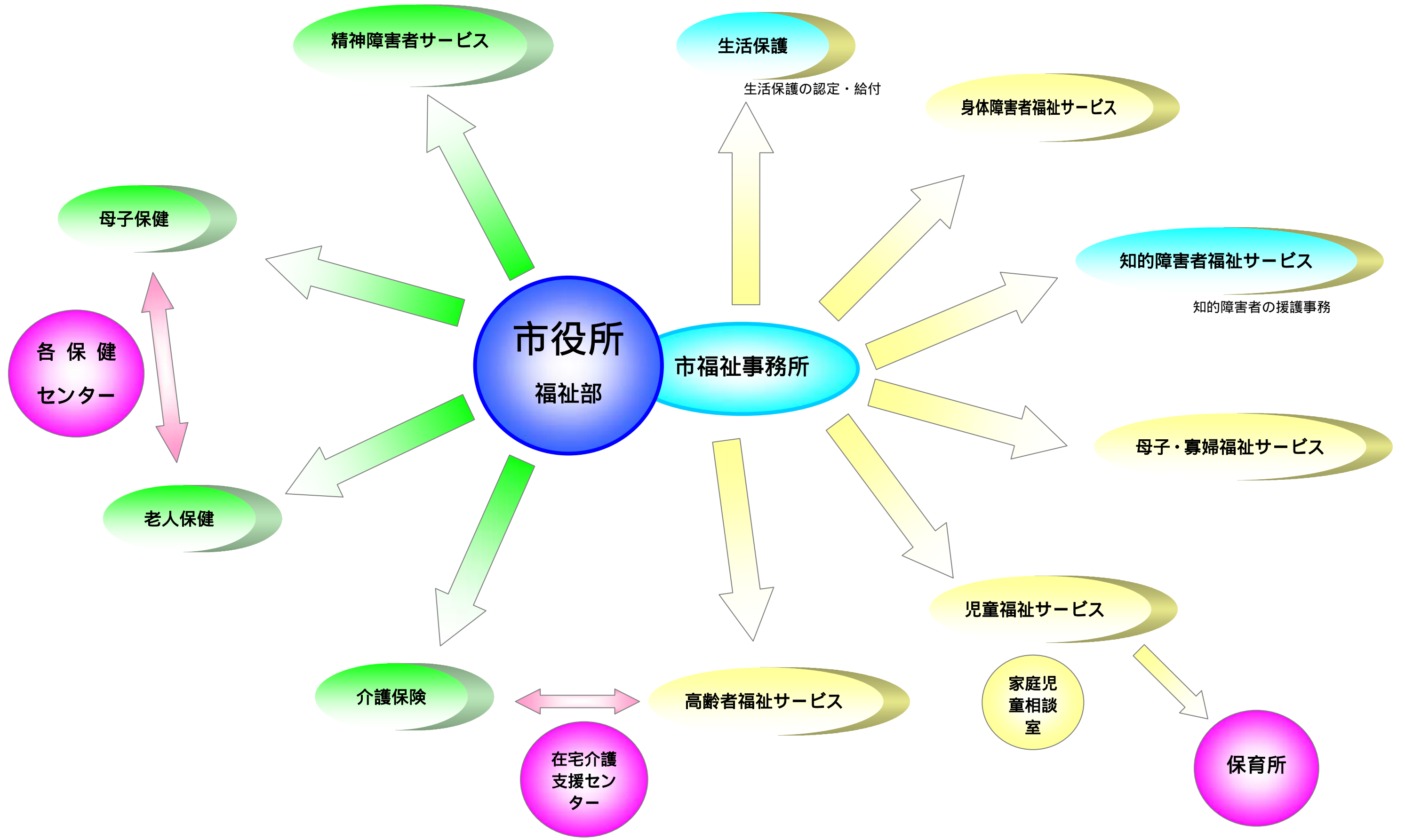
(社会福祉法第15条第4項)  
 「現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を…(中略)…本人に対し生活指導の事務をつかさどる。」とされています。一般的には、現業員又はケースワーカーと呼ばれ、直接対象者に係わる担当者です。

その他  
(資格)

査察指導員と現業員は、「社会福祉主事」であること、とされています。(同法)

又、同法では「事務を行う職員」の規定がありますが、特に資格要件はありません。

# 新市における福祉サービスの提供イメージ図





# 各町での兼任業務から福祉事務所設置による専任体制への移管イメージ

